

2. 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和7年5月16日、理事より提出された令和6年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

令和7年5月30日

岩手県農業共済組合

代表監事	佐藤 守
監事	小笠原 孝雄
監事	竹田 富雄